



Title	自然保護の理念と「所有」という思想
Author(s)	畠, 英理
Citation	臨床哲学. 2001, 3, p. 32-45
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9579
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

自然保護の理念と「所有」という思想

畠 英理

0 はじめに

1990年の秋から、私は「立木トラスト」という形態の自然保護運動に関わってきた。1989年頃から、バブル経済とリゾート法によって、日本中の乱開発の波が続いたが、特に農山村にレジャー施設やゴルフ場建設の計画が持ち上がった。当時「村のゲンパツ」と呼ばれたゴルフ場建設に反対する趣旨で多くの市民運動が生まれたが、単なる世論の盛り上がりだけでは、夢のように画かれた「経済効果」に抗することはできず、そのなかで実効力のある運動方法として注目されたのが「立木トラスト運動」である。立木トラスト運動は、ナショナルトラストに代表されるような自然物の所有権に基づいた自然保護運動であるが、立木の所有権を仲立ちとするところに特徴がある。まず個人が開発予定地の立木の所有権を地権者から買取り、個々人の名札を立木に結びつけることで立木の所有権者を明示し(明認)、その立木の处分権を排他的に行使すること、例えば伐採に不同意の意思表示をすることなどで、開発に抵抗するものである。

この方法は乱開発に抗する手段としては、緊急避難的にある程度の有効性はあったが、10年を経て所有権による運動の限界が示されているように思われる。その所為かどうか、現在では立木トラストはあまり流行らなくなり、代わって、例えば奄美大島のゴルフ場建設に対してアマミノクロウサギを原告としたいわゆる「自然の権利」訴訟が注目されている。この二つの自然保護運動の方法は、本質的にどこにもっとも大きな違いがあるのか、立木トラストにみられるような「所有権の運動」と「自然の権利」訴訟から、環境倫理の思想として何が読み取れるのか、また何が足りないのか、それらを通して、もしできればこれからの環境保護運動につながる倫理規範を探すことがこの論考の目的である。

1 わたくし性の限界

個人所有が原則の立木トラスト

イギリスで始まった自然や景観を保全するためのナショナルトラストと日本型立木トラストの大きな違いは、土地や立木の所有権が出資者（trustee）にあるか受託者（trustee）にあるかという点である。ナショナルトラストの場合は、土地は受託者が所有し、管理や運用も任せられている。出資者はその厳正な管理や運用を信託して土地や資金を受託者に提供する。出資者は信託権をもつが、土地を分筆して私有することはない。それは誰でも私的に使用する権利を持つが個人が所有しない村の入会地のような、「総有」に近い権利の有し方かもしれないと思う。

日本では、地価が高かったことや、急展開で進む開発事業に対して、殆ど緊急避難的に発生したトラスト事業であったために、土地取得には及ばず立木権を売買するにとどまる立木トラスト運動が広まった。また、地権者の心情としても、開発に反対の人は祖先伝来の耕地や山林を手放す気はなく、たとえ開発に不同意の趣旨と知っていても、土地そのものを売り渡してしまう気はなかった。

これは、「トラスト」という名称はとっているがナショナルトラストのような信託ではなく、受託者に相当するものではなく、共有でもなく、あくまで個々人の所有の集合として森や山があるということになる。立木の一本一本を各個人が私有しているため、開発の趣旨がどのようなものであろうと、個人的な立場から「私は同意しない」と言うことができる。厳密に言えば、100本の立木に対して100人のオーナーがいたとき、開発側は地権者以外に100人の同意を取付ける必要があり、そのようにそれぞれの個人が開発に抵抗する主体になっている。たとえば地権者もその他の立木オーナーも全員土地や立木を売り渡してしまったとしても、その使用や処分について排他的に決定することができる、という私有の原則に則り、最後の一人として自分の責任で「否」ということができる。逆に、全く排他的に自分の意思で「同意します」ということもできるのである。

「公共性」に基づく開発

このように受託者を持たない立木トラストは直接的な分かり易さがある一方で、私有性の限界も孕んでいるように思われる。実際に各地で実行された立木トラストをみると、この方法の限界がいくつかの形で現れてきている。

まず開発予定地が国有林や河川敷など公共の土地であった場合、土地や立木の所有

権を設定することができない。

また立木や土地に所有権を設定できても、開発主体が公共事業であった場合は、土地が強制収用されてしまうことがある。長野新幹線敷設に伴う森林破壊について反対の意思表示をしていた立木トラスト運動では、最終的に土地は強制収用された。地上の立木権に関しては別個に認められたが、立木の各オーナーに些少な額が立木代として支払われた。最近の例では、東京都日の出町の産業廃棄物処分場建設予定地に対して約2500人の地権者で土地を分有するかたちで反対運動を実施していたが、やはりこれも東京都に強制収用されている。

鉄道、道路、住宅、ゴミ処分場、などは確かに土地使用目的の公共性は高いと言えるかもしれないが、自然環境を保護し、乱開発を防ぐことは、ある意味でそのような公共性とも対立しなければならない場合がある。その時、私有という個人的な権利では発言できないということである。

公共性に基づく開発には抵抗できないことは、バブルの崩壊によって大規模開発が公共事業中心になったことから、図らずも見えてきた構図だった。その後、「公共事業」の中身を問うためには、政治的な土俵に出ていなくてはならないと考えた人たちが、地方自治体を相手に「直接請求」活動を始めたことは記憶に新しい。¹

またもう一方では、いわゆる「自然の権利訴訟」が起こされ始めた。これは例えば奄美大島のゴルフ場開発に反対する趣旨で、国の天然記念物であるアマミノクロウサギを原告とする訴訟が提訴されたなどである。

2 「所有」の限界

「奪い合い」の構図

公共の持ち物（国有、県有、町有、村の管理組合など）である場合を除いて、立木や土地は、どこに住んでいても誰でも購入することができる。そのようにしてひと度財産として所有権を手に入れると、その土地の開発計画に個人的な利害関係を持つことが出来る。例えば不同意のまま開発が強引に進められ、立木が伐採されてしまったような場合、自分の権利が侵害されたという直接の利害関係のうえで、法廷に立つ権利（当事者適格）が持てるのである。

けれどまた私有財産と個人の自由を最優先に認めている社会では、私有物である土地は原則として所有者がどのように使用・処分してもかまわない。そのことを排他的に決められることが所有権である。もちろん、汚水や騒音を垂れ流したりはた迷惑な

行為は認められないが、都會のような住宅密集地では、それぞれに異なる生活様式のなかで、お互いに我慢のできる範囲内で折り合いを付けているのが実情ではないだろうか。

ゴルフ場建設や工場敷設などの大規模開発の場合、自治体ごとに要綱や条例があつて環境アセスメントなどを義務づけてはいるが、よほどの不都合がない限り、所有者の権利を最優先するという原則に基づいて開発が進められる。開発側も所有の権利の上に開発を進め、不同意な人々も土地や立木の所有権を盾にとって抵抗することは、開発側と同じ土俵のうえで、その原則に則って運動していることになる。それは一種の奪い合いの構図であって、特に農村での大規模開発については、開発業者も反対運動をする人々も、農村と無縁な大都会の資本や都市住民であることが多い。

この場合、実際にその土地に住む人々の意思決定のプロセスはどこかに棚上げされ、第三国の国内紛争に姿を借りた大国の抗争のように、イデオロギー的な「闘争」になりがちである。フロムが「持つ存在様式の個人間の関係における基本的要素は、競争、敵意、恐れである」「言い換えれば、貪欲が持つ方向づけの当然の結果である」²と言うように、この争いは、どこまいくても対立を生むだけのものである。

例えばゴルフ場の開発業者が買収した土地の中に、立木トラストを実施した反対派の土地が虫食い状に入り込み、虫食い状の立木トラストの土地はグリーンに残された森林（残置森林）としてそのまま強硬に開発許可の申請がなされ、そのような計画が許可され、さらにその立木権を巡って裁判で争い、係争中にも拘らず工事は進み、ついにゴルフ場の開業の運びとなったところがある。そこでは未だに立木の成育環境を巡って裁判の途中である。このような構図は、そもそも開発許可を出した行政の責任が最も重いことは言うまでもないし、また立木トラストを実施した人たちの開発に抗する気持ちと自然保護の願いが切であることも理解できる。けれど、このような方向で勝敗を決しようとしても、今までのところ、そこから何か自然保護に有効な展望が開けてきたわけではない。

自然のものを人間の所有物として所有権の正当性を争うことは、それだけでは自然保護の思想として限界がある。その限界を超えるためには、もう一度保護すべき「自然」の側へ視点を移し、人間中心の物の見方を離れてみることが求められているのではないだろうか。開発予定地の山の全ての動植物、生えている立木の一本一本、水や大気までのかけがえのなさは、人間が保護する以前に、それ自体の「存在」として認められるべきだという視点である。「自然の権利」訴訟などは、このあらゆるもの「存在」を権利として認めようという考えに基づいたものであり、同じ自然保護・環境保

護を目的とした市民運動でありながら、「所有」から「存在」へ、その価値の根柢を大きく転換したと言えるだろう。³

「土地倫理」と近代的所有論

「自然の権利」を言うとき、必ずといっていいほど引用されるのが、アルド・レオポルドである。彼の思想の中心は、人間の役割を「土地という共同体の征服者から、単なる一構成員、一市民へと変える」ことであり、その「共同体」という概念の枠を「土壤、水、植物、動物、つまりはこれらを総称した「土地」にまで拡大した場合の倫理」を彼は「土地倫理」と名付けた。⁴ レオポルドがこれらのことを持ちたのは40年以上も前のことであるが、当時のアメリカでも自然保護対策の対象となるような種は、しばしば経済的という人間社会の尺度で測られ、その尺度では値打ちの無いものが多くた。経済という単一の価値観を超えた説得力を持つために、彼は「すべての種がそろわないことには共同体全体の安定性が欠ける」という視点から種の存続を訴えようとしたのである。 土地を無尽蔵の資源と見做し、収奪によってより広い土地を求めつつ発展した近代アメリカの一つの行詰りによって、レオポルドは「土地の生態系」というものにいきあたった。進化論や生態学の視点から、そこに「土地倫理」という言葉を当て、「物事は、生物共同体の全体性、安定性、美觀を保つものであれば妥当だし、そうでない場合は間違っているのだ」⁵ という新しい倫理基準を提示したのである。

「土地倫理」は「アメリカ史上もっとも広範囲にわたる環境運動の、思想的な基準となつた」⁶ と言われるが、それは環境思想のうえで規範的な倫理というものがこれぐらいしかみつかっていないという現状を表わしてもいる。実際的な規範は、レオポルドが森林官として鳥獣や森林の保護の仕事に携わっていたように、現実の問題に迫られている人から生まれてくるものなのかもしれない。

しかしながら、人間も自然の一構成員にすぎない、という考え方には、レオポルドの専売特許というより、例えば50年前の日本の農山村にはごく普通に見られるものでなかっただろうか。一定の耕地を囲んで代々定住している地域では、土地を収奪の対象としてしか見なければ、たちどころに土地は痩せ、収穫が望めなくなる。つい先頃まで日本の農村でも民俗的な信仰の拠所としても、水源涵養林や遊水地も含む生態系としての耕地を先祖伝来のものとして守っていたはずである。

日本やアジアでは歴史的にも土地や自然物に対して強い所有権が形成されなかったと言われているし、⁷ 封建時代を通じても、耕作に携わるものは土地を「祖先からの預

かりもの」と考えていた。また、アメリカの先住民族には、自然是「子孫からの預かりもの」と考えられていたようである。⁸ それは代々土地に定住し、農耕や採集によって安定した社会を築いてきた人々に共通の倫理ではなかっただろうか。1992年のリオ宣言では「持続可能な発展」(sustainable development)というスローガンが掲げられたが、「預かりものを損じることなく受渡す」というこのような古典的な態度から持続可能性が生じるのかもしれない。

そのような社会では、土地は、祖先や子孫という世代を超えたものや、その背後にある靈的な存在や、常に人間を超える 誰でもない誰か という観念的な何者かのものであった。自分の生まれる前からそうであり、また死んだ後も、そのような 誰かのものであった。人はその有限性のなかで、所有物としてではなく預かりもの、またはその恵みに共に与るものとして土地に関わる。それは自然物は本来 誰でもない誰か のものであり、人間が所有できるものではないという、むしろ「非所有」の思想に近いものである。

レオポルドの「土地倫理」は、その 誰か の意に適うように土地の利用を決定すると読み替えることもできるし、再三触れている「自然の権利訴訟」の動物の原告とは、その 誰か の象徴に他ならない。⁹

倫理的拥有

H . D .ローンズリーは1895年、イギリスでナショナルトラストを創始したが、主に湖水地方独特の自然景観保護やハードウイック種の牧羊のために土地や建物が買い取られた。ピーターラビットの絵本で馴染みの深いビアトリクス・ポターがローンズリーと共に鳴り、印税で買い取った広大な土地や建物の多くを財団に寄付し、管理や運用を託したことでの運動は大きく発展し、日本でもよく知られている。当地では100年以上も経て、当時の景観がそのまま継承されているが、その思想は純粋な自然保護というより、農業や牧畜、農家の人々の暮らしも含んだ、自然の中の人間の営みを長期的に保全しようという趣旨のものである。日本で初めてのナショナルトラストといわれる鎌倉市の「鎌倉風致保存会」や和歌山の「天神崎の自然を大切にする会」の活動なども、人間の日々の暮らしのなかで受け継がれてきた自然や景観を保存しようという趣旨のもので、本来のナショナルトラストに近い。

人間が制度として所有できるものなら、どんなものでもただ単に所有するということはありえない。目的に応じて使用したり、管理・運用したり、そのような具体的な営みのなかで、所有に相応しい責任を果たすことによって、物と人間の安定した関係

が築かれていくのではないだろうか。ナショナルトラストは、独占的な私有のあり方から離れて、受託者という組織を通して土地や建物を一種の公共財とすることによって、より広い立場からその関係を作り、維持していく方法である。受託者は、個人的な私有とも官有とも違う立場で、信託されたものを管理するのが通常であるから、出資者に対しても、自然に対しても、そこに任された責任は大変重いと言わねばならない。

所有とは、もともと意思をもたない物と人間との関係を縫い合わせる作業のひとつであって、そこには関係の安定に対して所有する側の責任が求められる。¹⁰ それは義務というよりは、それ以前に倫理的なレベルで求められるものではないだろうか。

日本型立木トラストでは、所有の中身ができる以前に、請求権としての所有権を中心にして運動が展開された。つまり、第三者に抗して独占的な権利を主張することを目的として、その所有権が地権者からオーナーへ譲渡されるからである。実情としても、開発に狙われるような土地は、現代の産業構造では経済的な価値が乏しく、管理や運用が地権者の重荷となっている場合が多い。けれどその一面的な経済的価値に対するオールタナティブとして、オーナーと立木との新しい所有の関係を作っていくことが、倫理的に求められているとも考えられる。それは、所有に伴う主体の責任として定義づけられるが、物と人間が一定の時間を共有することのなかからそれは可能になるのかもしれない。

3 所有から存在へ

所有権と所有感情

土地や自然物を所有するとは、具体的にどういうことだろうか。人が何かを所有しているという時、その内容は実質的な面と観念的な面がある。たとえばある人が土地を耕作したり人に貸したりして一定の収益をあげていた。これが実質的な使用、運用の側面である。観念的には、登記されて書類上もその人のものになっていた、などが相当するだろう。観念的と言っても、土地や家屋など資産性の高いものには課税され、毎年税金も支払わなければならない。

そのように何重にも結ばれた具体的な関係のなかで、人は「私のもの」という所有感情を養っていくのではないだろうか。あるいはまた、その所有感情の中身は、土地を父から受け継いだとか、子供の頃からなじみのある場所だと、土地の個別具体性がその人自身の経験とあいまって人格に関わるものとして築かれる場合もあるかもしれない。

「土地に対する愛情、尊敬や感嘆の念を持たずに、さらにはその価値を高く評価する気持がなくて、土地に対する倫理関係がありえようとは、ぼくにはとても考えられない」¹¹とレオポルドが言うように、私たちはある限定した関係がないと倫理的な責任を受けられないと感じる。現代のように、食料や資源、廃棄物などが、地球規模で買い漁られたり、投棄されたりしている時代に、どこに限定した「土地」というものを定めたらいいのかが判断できることも多い。けれど、自分と自然物とのある固有の関係、そこに限定された「責任」の感覚、また言葉を変えて言えば一種の「愛着」のようなものを一つの基準として「土地の倫理」というものを考えることはできそうである。

開発予定地の地権者が、まず声を上げる、という行為の動機は（所有権からというより）この土地に対する限定された「責任」「愛着」という意識の問題ではないかと思われる。さらに、それが単に自分の財産権の問題ではなく、環境を保全したり、自然破壊を防ごうという思想として意味を持つには、個別に限定されたある土地と個人の結びつきが、排他的・占有的ではなく、普遍性を以て語られなければならない。守りたいものは自分の所有する大切な農地であったり、先祖伝来の山林であったり、古くからの村の共有地であったり、どれもかけがえのないものにちがいない。けれどその固有性ではなく、「かけがえのなさ」の普遍性とでも言うような、多くの人が共感できるものにつながることが、自然保護運動の意義であろう。

「かけがえのなさ」を手がかりとして

自分の住んでいる土地や先祖伝来の山林、遠く離れた故郷、また自分に個人的に結びつきのある特定の人や、その人たちにつながる物など、人間がある対象に「かけがえのなさ」を感じるとき、それはどこから来るものだろうか。個人の体験など時間的な共有の感覚に裏打ちされたものがあるとき、例えば「愛着」「責任」という言葉を使ったが、そのような人格的な関係が物と人間の間にできている場合がある。一般にそのようなとき「かけがえがない」という感情を個人的に抱くことはあるだろう。

「かけがえがない」という概念をよく考えると、「他のものでは代用が効かない」という対象の固有性と、「それを失ったら私自身の存在にかかわる」という「私」の必要性と、その関係のなかに意味の中心があることがわかる。所有という文脈で考えた場合、失われることがアイデンティティに関わるという意味で「人格的拥有」と呼ぶのがもっとも相応しいが、「かけがえのなさ」が必ずしも所有という関係からだけ成立するということでもない。むしろ、所有物として「私」の人格にのみ込まれているより、

対象の固有性が自立している方が「私」にとっての「かけがえのなさ」につながるのではないだろうか。¹² またその感情は普段あまり意識されることなく、一種の危機的な状況、失われるかもしれないという場面になって、初めて意識されることが多いと思われる。

吉野川の堰を「お堰」と呼び慣わし、毎日なげなく洗濯し、水を汲み、花見のお弁当を「お堰」に食べに行っていた人々が、古い堰を取り壊して可動堰を造るという計画を知って初めて、日々の暮らしの中にどれほど堰の存在が深く染み込んでいるものだったか気づくように、危機的状況になって「かけがえのなさ」が初めて立ち現われる。あまりにも当たり前に馴染んでいたものが失われることは、自分の一部が損なわれることに等しい。そして失われてしまった後ではそれは「とりかえしのつかなさ」として意識される。

ナショナルトラストや立木トラストは、その「かけがえのなさ」を共有する手段として、あらゆる人に呼びかけ訴えるメッセージとしての意味を持つ方法であった。

開発予定地から遠く離れた都市住民がその呼びかけに応えるかたちで土地や立木を所有した場合、個人が自らの所有をどれほど強固に感じ得るかという問題は、そのかけがえのなさを共有する双方の努力にかかっている。例えば一枚の契約書と契約金で、ある土地（一坪）や立木（一本）のオーナーになった場合、その土地を訪ねたことも無く、収益を上げたり収穫に与るわけでもなく、人が内的な所有感情をどのように抱けるだろうか。

誰でも、何かに対して深い愛着（言葉をかえれば執着）を持つことはある。自分の愛着の在処とそのものの「かけがえのなさ」を知っている人なら、それを手がかりに、呼びかけた地権者への共感を普遍的に感じることができるかもしれない。

あるいはまた、契約書と契約金で全く新しく作られた関係だとしても、それからの時間を共有することによって、その土地との関係を築いていくことはできる。それは、ささやかなものであるかもしれない。その土地を訪ねて自分の目で確かめることを始め、またはもっと觀念的な、あるいは希薄なものでも構わない、特定の关心やこだわりを発見することが、その土地の自分にとってのかけがえのなさ、つまり「存在」としての意味の発見になるだろう。解決の目処の立たないまま環境汚染が地球規模で進んでいる現代では、危機感から、かけがえのなさはかえって際立って感じられる。

所有と存在のあいだに

立木トラストは、所有権を基本にする運動形態であったが、このように考えてくると、立木を売買して所有するという以上に、その土地の一本の立木の個別性に、「存在」としてのかえがたさに限りなくこだわることに本質がある。

一方、「自然の権利訴訟」は、その土地の個別なかえがたさを野性の生物の生存権というかたちで示そうとした訴訟である。世論に訴えるために、国の天然記念物などを原告にすえている場合が多いが、必ずしも貴重種である必要はなく、諫早湾では「シオマネキ」が原告の一人である。生存を脅かされている野生生物と、その代理人としての人間とは、同じ土地の生態系に等しい重みを持って存在している。つまり人間は自分の損害としてではなく土地の構成員の一員として、仲間（野生動物）の窮状を訴えているのである。

自分を含む生き物や人間が同じ土地の構成員として一つの共同体を構成していると考えるとき、その構成員が欠けるかもしれないことに対して、自分にも訴える権利がある、つまり「当事者適格」があると主張することは、直接経済的な利害関係がない場合、現行の法制度では難しい。けれど、自分の住むその土地の構成員について、存在として不可欠であるという主張をすること、それが自己の人格をかけた「かけがえのなさ」につながるという主張は、土地を所有していない場合なぜ認められないのだろうか。

所有権がなくても、使用権だけが認められたり、本来の権利はなくとも長年使用している間に、地上権が認められるということは実際にありうる。一枚の書面で決められた所有権より、実態としての使用状況の方が優先する場合があるという意味であろう。その意味では、自然の権利といっても、人間の営みから離れた純粋な自然というものはないし、その関係のなかで環境保護も論じられるべきだということと同じである。「お堰」に毎年お弁当を持って出かける吉野川の流域の人は、住み慣わし、使い馴染んだものについて、私有しているわけでなくても同じ環境を「分け持つ」者として、最低限の権利が備わっているということを主張しているのではないだろうか。それが、これからのお堰をどうするかということについての住民投票の意味であろう。

所有にはそれに伴う管理や運用の責任があり、所有権はなくとも管理や使用の実態があれば、その処分に関して利害関係を有する人として認められるということが、考えられていいのではないだろうか。

もしこれから先、そのようなことが認められるなら、そして人間の視点を抜きにした環境倫理の思想はありえないことを考えると、その地平では「人間中心主義」と「自

然の権利」は、さほど対立するものではないと思われる。

さしあたって「自然の権利」訴訟では、そこに棲むシオマネキやクロウサギの権利を代位して人間が訴えることになっているが、どのような構成をとっても、人間と自然物が均しく「存在」として認められるような社会を目指していることに変わらないであろう。

「自然の権利」概念を扱ったクリストファー・ストーンの論考「樹木の当事者適格」は、利害関係を持たない人間が、環境破壊に対して法的に訴えようとするとき、従来の「原告適格」を緩和して当事者とする方式と、直接利害を受ける自然を原告として、人間はその後見人という方式という方式を比較し、後見人制度の有利さを推奨しているが、その両方の実際例が紹介されている。「緩和された当事者」も「後見人」も、自分の利害関係の無いところで、「環境」を基本に原告となる意味では同じだからである。¹³

所有 (property) は、「譲渡や交換可能なもの」と、「固有なもの（特性）」という意味での交換不可能な物と、両義性のうえに成り立っていると鷺田清一氏は書くが¹⁴、トラストでも土地の地番を限定し、また立木の登録にも地番と立木番号を施し、木そのものには明認方法を施し、そのように固有性を確認することによって法的に所有権が保証されていく。これらは、第三者に対して自分のものとして対抗するために必要な手続きである。

一方、「譲渡や交換可能なもの」として所有したときに、その過程で抜け落ちていくものが、「私」とそのものの固有な関係である。それは人間中心的に考えれば「所有感情」の中身をつくるものであり、自然中心的に考えれば共に存在する共同体の構成員としてのかけがえのなさであろう。その「所有」と「存在」の接するところでは主体と客体（自然物）の新しい展望が開かれるようと思われる。それは、おなじ環境を分け持つものとして、かけがえのなさを共有する世界もある。

またその地平は、法的に構成された「緩和された当事者」と「樹木の後見人」と、そのどちらとも言いたい「私」の存在しているところとも意外に近いように思われる。

この原稿を書いている最中に、鹿児島地裁において「奄美・自然の権利訴訟」の判決が出た（2001年1月22日）。これは自然の権利訴訟の国内初の判決である。原告側の「開発無効訴え」は却下されたが、裁判長は「自然が人間のために存在するとの考え方を推し進めていいのかは、国民の英知を集めて検討すべき重要な課題」「『自然の権利』という概念は、人、法人の個人的利益の救済を念頭に置いた現行法の枠組みのま

までよいのかという、避けて通れない問題を提起した」と述べた。これは、「自然の権利」という概念が何のために提起されたかが十分理解された表現であり、社会的な規範としての環境倫理が求められていることに応えた、一応の評価であると考えられる。

注

- 1 吉野川の可動堰建設の是非を巡る徳島市の住民投票などを挙げることができる。
- 2 フロム『生きるということ』佐野哲郎訳／紀伊國屋書店 1977年7月 P.157
- 3 「自然の権利」概念、また日本の「自然の権利訴訟」については『自然の権利——報告日本における[自然の権利]運動』(自然の権利セミナー報告書作成委員会編／山洋社1998年1月)に詳しい。
- 4 アルド・レオポルド『野性のうたが聞こえる』新島義昭訳／講談社学術文庫 1997年10月
- 5 A thing is right when it tends to preserve the integrity, stability, and beauty of biotic community. It is wrong when it tends other wise. (レオポルド：“A Sand Country Almanac,”Oxford University Press,1949)
- 6 ロデリック・F・ナッシュ『自然の権利』松野弘訳／ちくま学芸文庫
- 7 日本での所有の思想の歴史については、田中久文「無所有の系譜——日本における所有觀の歴史」(『所有のエチカ』／ナカニシヤ出版 2000年10月)に詳しい
- 8 アメリカ先住民族の土地に対する思想は、いわゆる「シアトル首長の演説」によって知られている。(邦訳『どうやって空気を売るというのか?』北山耕平訳／新宿書房・『父は空母は大地インディアンからの手紙』寮美千子編訳／パロル舎)
ひとつだけ 確かなことは / どんな人間も / 赤い人も / 白い人も / わけることはできないということ。 / わたしたちは結局 おなじひとつの兄弟なのだ / わたしが 大地の一部であるように / あなたもまた この大地の一部なのだ。 / 大地が / わたしたちにとつてかけがえがないように / あなたがたにとっても / かけがえのないものなのだ。 / だから 白い人よ。 / わたしたちが / 子どもたちに 伝えてきたように / あなたの子どもたちにも 伝えてほしい。 / 大地は わたしたちの母。 / 大地にふりかかることは すべて / わたしたち / 大地の息子と娘たちにも ふりかかるのだと。 / あらゆるものつながっている。 / わたしたちが この命の織物を織ったのではない。 / わたしたちはそのなかの 一本の糸にすぎないのだ。(『インディアンからの手紙』より)
- 9 環境倫理の基本的な考え方として「人間中心主義」か「自然中心主義」(地球全体論)か、という問題がよくとりあげられる。所有を巡ってこのふたつのパラダイムにたどり着いた観があるが、倫理学や哲学が人間の営みである以上人間の視点を抜きにした環境倫理の思想はありえない。しかし、敢えて言えば、この論考では「何のために」と「どのよ

うに」というのを分けて考えたいと思う。つまり「何のために」は、「人類が存続すること」を一応良いことであると考えて、「人間中心主義」的に、「どのように」は人間も自然環境の一部に過ぎないという「地球全体論」的に、という意味である。

10 ハンス・ヨナスが「非自立的存在からの不断の要求に応える行為の領域が、責任という観念がもっとも本的に機能する場である。」(『責任という原理』加藤尚武監訳・東信堂 2000年5月 P.70) と言うように「責任」は相互作用的な面はあっても、支配力や権限がある側に求められる倫理である。

11 It is inconceivable to me that an ethical relation to land can exist without love, respect, and admiration for land, and high regard for its value. (註5参照)

12 今村仁司氏は人格的所有物の譲渡不可能性についてこう書く。「贈与物は「私」にとって人格的な所有物であり、「私の」所有物は「私の」人格と切り離すことができない。その限りで、この所有物は「私の」人格や存在の不可欠の構成要素であり、それ自身が一個の人格的存在でもある。私の身体とその活動を含めた意味での「私の人格」が譲り渡すことができないものであるのだから、私の所有「物」もまた断じて譲り渡すことはできない」(『交易する人間』講談社選書メチエ・2000年3月 P.182)

これはヘーゲルの「放棄ないし譲渡することが一つの眞の占有獲得である」(『法の哲学』『世界の名著37・ヘーゲル』藤野涉・赤澤正敏訳・中央公論社 1967年3月 P.264 / この部分は加藤尚武氏訳によると「譲渡こそが眞の占有取得である」『ヘーゲルの「法」哲学』青土社 1999年6月 P.82) という所有の概念に通じるものがあって、物が担う人格的な面は所有というあり方から抜け落ちるという意味に他ならない。物と人間の人格的な関係、あるいは物の「かけがえのなさ」という面は占有的な所有の関係ではなく「存在」という面に関わっている。

13 クリストファー・ストーン「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」(岡寄修・山田敏雄訳『現代思想』1990年11月) "Should Trees Have Standing?" Toward Legal Rights for Natural Objects in Southern California Law Review, Vol.45:450,1972
ストーンは、当事者適格の要件を緩和していると見られる訴訟の例として、Scenic Hudson Preservation Conference vs.FPD (ハドソン川景観保護委員会 vs. 連邦電力委員会)を引いている。連邦電力委員会はハドソン川での水力発電事業に許可を与えていたが、その撤回を求める自然保護団体の「当事者適格」に対して、裁判所の示した見解は「連邦電力委員会によって発せられた命令によって害される」いかなる当事者にも、審理を開始するための権利が与えられているということであった。

その上、裁判所は、「によって害される」という下りを、伝統的に個人の経済的損害を述べたものと限定するのではなく、もっと広く、「電力発達に関して、美や自然の保護あるいは回復という面」について、「自らの活動や行動によって特別な关心を示してきたもの」を含めるように読んだのである。(P.67)

また一方で後見人方式について後見人方式は、訴えの請求をするに際して、適正な「事件ないし議論」の前提条件である、専門知識と眞の不利益を持つ者だけが原告となることを、裁判所に対して保証するものである。(P.68)

われわれは、後見人方式を付加的な防御手段として採用し、主要な自然物をそれ自体権利

保有者として概念化するととも、裁判所が任命した後見人によって異議申し立てをなしうるよう活用すべきである、と私は考えている。(P.70) と結んでいる。

- 14 鶴田清一「所有と固有——propriété という概念をめぐって」(『所有のエチカ』／ナカニシヤ出版 2000年10月

